

規則

△鳥取縣規則第二十二號

鳥取縣牛籍規則を次のようすに定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣牛籍規則

第一條 市町村農業會長は豫じめ所屬鳥取縣農業會支部

長と協議の上で検査期日を定め、検査員を選定して毎

年一回以上各の市町村内における牛の検査を行い、牛

籍と照合しなければならない。

牛の所有者又は管理者は前項によつて必ずその検査を

受けなければならぬ。且つ検査を受けたときは、

牛が疾病に罹り、若し今はその他の可避な事故によつ

て検査を受けることが出来ないときは、豫じめ市町村

農業會長に届出をして指示を受けなければならぬ。

鳥取縣農業會支部長は第一項の検査期日にその技術員

を立會わせなければならぬ。

鳥取縣農業會支部長は第一項の検査期日にその技術員

を立會わせなければならぬ。

鳥取縣農業會支部長は第一項の検査期日にその技術員

を立會わせなければならぬ。

鳥取縣農業會支部長は第一項の検査期日にその技術員

を立會わせなければならぬ。

昭和二十二年九月十二日 金曜日

第千八百四十九號

本局ノ大々切ハ國定標準也

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

00291

牛籍等様式による検査費は評價を附さなければならぬものは、

所有者 県 市 郡 町 大字 氏 名

管理者

縣 市 郡 町 大字 氏 名

種類

種性 牛 牛

名號	登記號 第 號
生年月日	年 月 日 生

血統

父 母	種 號
	(本豫補第 號)

要項

母	種 號
	(本豫補第 號)

年

年 月 日 生

月

△鳥取縣規則第一二十三號

鳥取縣檢定・產檢查規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣農業會支部長 治

鳥取縣農業會支部長

農業會支部長

第十二条 縣內において生産した犢で賣出又は買入する際、

この規則によつて生産検査を受けなければならないものは、

生産したものとみなす。

第二條 鳥取縣外において生産せられた犢でも鳥取縣外に於て

生産したことと確認出来ないものは、鳥取縣内に於て

生産したものとみなす。

第三條 所屬農業會支部長は牛籍規則第二條の犢生産届を

毎月取扱めて第一號様式により翌月十日迄に所屬の鳥

取縣農業會支部長は別記第一號樣式によ

り犢臺帳を備え、前條の報告により市町村別にこれを

登録しなければならない。

第四條 所屬鳥取縣農業會支部長は別記第一號樣式によ

り犢臺帳を備え、前條の報告により市町村別にこれを

登録しなければならない。

第五條 犢の生産検査は所屬鳥取縣農業會支部の犢臺帳

に基いて、知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行

う。検査員が検査に從事するときは、別記雑形の犢生

産検査員證票を携帶しなければならない。

第六條 檢査員は豫め検査員と對照し、犢の血統、毛色、

種類證明書及び母牛の登録證明書を有するものはこ

れを提示して検査を受けなければならない。

第七條 犢の生産者は指定の日時及び場所に犢を整付け

て、支部長に添付しなければならない。

第八條 犢の生産者その他不可抗力の事由により、検査を

受けたことがないときは、市町村農業會長の證明

書を添付して豫じめ検査員と對照し、犢を整付けな

ければならない。

第九條 前條により届出を受けた検査員はその事由

が事實と認めたときは、更めて検査の日時及び場所を

指定しなければならない。

第十條 檢査費は犢臺帳と對照し、犢の血統、毛色、

種類並びに父母牛の登録せられたものは、

その登録記號等その他参考となる事項を調査し、別

記第二號様式による犢生產検査票を所屬鳥取縣農業會

徵、支拂、損徴並びに父母牛の登録せられたものは、

その登録記號等その他参考となる事項を調査し、別

記第二號様式による犢生產検査票を所屬鳥取縣農業會

徵、支拂、損徴並びに父母牛の登録せられたものは、

その登録記號等その他参考となる事項を調査し、別

記第二號様式による犢生產検査票を所屬鳥取縣農業會

徵、支拂、損徴並びに父母牛の登録せられたものは、

その登録記號等その他参考となる事項を調査し、別

記第二號様式による犢生產検査票を所屬鳥取縣農業會

徵、支拂、損徴並びに父母牛の登録せられたものは、

その登録記號等その他参考となる事項を調査し、別

數を記入すること。

鳥取縣種生産検査員證票離形

第十三條 検査を受けないものには、本則による耳標又はこれに紛らわしい標識を附することができない。

00295

表² 分 第 號 昭 和 年 月 日 交 付

鳥取縣種生産検査員證票

島取

鳥取縣知事 公職氏名

◇鳥取縣規則第二十四號
鳥取縣有種牡牛貸付規則

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年九月十一日

第五條 獣の生産検査は所屬鳥取縣農業會支部の管轄

帳に基づいて知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行う。検査員が検査に從事するときは、別記離形の検査員證票を携帯しなければならない。

第八條 疾病傷害その他不可抗力の事由により、検査を受けることができないときは、市町村農業會長の證明書を添付して、豫め検査員に届出でなければならない。

第十二條 前條によつて交付又は製着した検査證若しくは耳標は生後満一年に達する迄は失又は故意に離脱することができない。

前項の期間内に亡失又は脱落した場合は、直ちに所

第一條 優良種牡牛の普及統制を圖り、產牛の改良を促進するために、本則によつて種牡牛の貸付を行ふものとする。

第二條 種牡牛の貸付は鳥取縣農業會を主体とする。
第三條 鳥取縣農業會種牡牛の貸付を受けようとするときは、第一號様式により、毎年三月末迄に知事に申請しなければならない。但し止むを得ない事情のある場合は、隨時申請を受理することができる。

第四條 種牡牛の貸付を受けたときは、直ちに第二號様

式の借受證を提出しなければならない。

管理人を置いた場合、その住所氏名を届出でしなければならない。それを變更したときも亦同じく届出でしなければならない。

第五條 種牡牛の貸付期間は、貸付の日より満三年とする。但し借受者が中途で變更した場合は、その前後を通じ三ヶ年とする。

第六條 種牡牛の貸付を受けた者は、使用料としてその

種牡牛の購入價格に年利率五分の利息を加算した金額のその年分を毎年縣の指定する期日に納付しなければならない。但し知事必要と認めたときは、貸付期間中一時に全額を納付させることができる。この場合には、前項の利息は加算しないものとする。

第一項使用料の外種牡牛に關する飼養管理借受その他の一切の費用は借受者の負擔とする。

第七條 種牡牛の貸付を受けた者は、借受期間内に自己の都合によつてこれを返納することができない。

第八條 貸付した種牡牛の種付成績が不良となり、又は

疾病その他事故によつて廢用し、若しくは種牡牛検査に不合格となつたときは、その年分の使用料は月割計算で定める。

前項の事由が借受者の善良な管理方法によつて生じた場合は、廢牛賣却代金をその使用期間に按分して借受者に交付する。

第九條 種牡牛が貸付期間内に斃死したときは、生前の評價額によつて辨償させ、その年の使用料は月割計算で納付させる。但し不可抗力又は善良な管理者としての注意による場合はこの限りでない。

第十條 貸付した種牡牛は、使用料完納のものに限り、その貸付期間満了の後無償で借受者に交付する。

第十一條 種牡牛の借受者は、飼養管理上の指示その他必要な命令に従わなければならぬ。

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

◆鳥取縣規則第二十五號
鳥取縣擴駒賣收縮規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣競馬賣買取締規則

第一條 本則において競馬と稱するのは出産後満一ヶ年に満たない牛馬をいう。

第二條 鳥取縣農業會、鳥取縣馬匹組合は競馬賣買の便を圖るため定期競馬場を設けなければならない。

競市場開設の場所及び出場區域は知事の定めるところによる。

第三條 競市場の競設度數は毎年四回以上とし、毎回五日を超えることができない。

第四條 鳥取縣内産の競馬は總て第一條の競市場に奉付け競賣に附さなければならぬ。

前項の競市場で賣却しないもの及び競賣の意志のないものは、その際評價を受けなければならぬ。

第五條 出産後百三十日に充たない競馬は競市場で競賣に附し又は評價を受けることができない。

第六條 疾病その他避けることができない事由によつて

當該競市場に奉付けることのできない者は、鳥取縣農業會員、馬は鳥取縣馬匹組合員各々一名を保證人として夫々鳥取縣農業會及び鳥取縣馬匹組合の承認を受けなければならない。

前項の事由が消滅したときは、次の競市場に奉付け競賣に附すか又は評價を受けなければならぬ。

第七條 止むを得ない事由によつて評價を受けない競馬を賣却しようとする者は、その事由を具し競馬市町村長に於て評價を受けなければならない。

第八條 鳥取縣農業會及び鳥取縣馬匹組合は競馬の評價を行ふ爲三名以上の評價人を定め知事の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも亦同様に認可を受けなければならない。

知事において前項の評價人を不適當と認めたときはこれが變更を命ずることがある。

第九條 鳥取縣農業會及び鳥取縣馬匹組合で評價手數料を徵收しようとするときは、その料額を定め知事の認可を受けなければならない。

00298

を受けるなければならない。これを變更しようとするときも亦同じく知事の認可を受けなければならない。

第十條 鳥取縣農業會及び鳥取縣馬匹組合は、本則により評價をなしたものについて別記様式によりその成績

を翌年一月末迄に知事に報告しなければならない。

第十一條 本則による競市場では第三條に該當しない牛馬でも競賣をすることができる。

第十二條 評價に關する手續は鳥取縣農業會及び鳥取縣馬匹組合の定めるところによる。

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

様式

自昭和何年一月一日(駒)評價成績報告

至同年十一月末日(駒)

評價頭數評價額最高額最低額平均

何定期 鳥取縣市場 同 同 同

縣農業會事務所 同 同 同

計

◆鳥取縣規則第二十六號

鳥取縣種牡豚検査規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種牡豚検査規則

第一條 牡豚は本則により検査を受け合格したものでなければ種付に使用することができない。

第二條 種牡豚の検査は、毎年一回定期に種牡豚検査員がこれを行う。但し出願により、又は必要と認めたときは臨時に行うことができる。

定期検査の期日及び場所は検査施行前これを告示し、臨時検査は所有者又は管理者にこれを通知して行う。

第三條 種牡豚の検査を受けようとする者は、毎年三月末迄に別記第一號様式の願書を知事に差出さなければならない。

第四條 検査をうける種牡豚は左の各號に該當しなければならない。

二、生後滿十ヶ月以上であること。

00297

二、血統の明確であること。

第五條 檢査に合格した種牡豚には、左耳に別記第二號様式の耳標を附し、その所有者又は管理者に別記第三號様式の證明書を交付する。

第六條 種牡豚證明書の効力は満一年とする。

前項の期間内でも、疾病その他の事故により種牡豚として不適當と認めたときは、證明の効力を停止し又は取消しすることができる。

第七條 種牡豚は検査の結果次の三種に分ける。

一、甲種 縣一圓を種付區域とするもの。

二、乙種 指定された郡市を種付區域とするもの。

三、丙種 指定された町村を種付區域とするもの。

乙種及び丙種はその區域以外で種付に使用することはできない。

第八條 種牡豚の種付を爲すときは、その所有者又は管理者は證明書を携帶しなければならない。

當該公吏又は種付を受けようとするものから前項の證明書の閲覽を請求されたときはこれを拒むことができない。

第九條 左の場合には種牡豚の所有者又は管理者は、十日以内に耳標を添えて證明書を知事に返納しなければならない。
一、證明書の有効期間満了したとき。
二、種牡豚斃死したとき。
三、種牡豚の用を廢したとき。
四、證明の効力を停止若しくは取消されたとき。

第十條 種牡豚の所有者若しくは管理者に異動を生じ又は住所氏名を變更したときは、所有者又は管理者は舊證明書を添付して證明書の書換を出願しなければならない。但し種牡豚の所有者に異動のあつた場合に限り譲渡人と連署し書換を出願しなければならない。
證明書又は耳標を毀損又は亡失したときは、十日以内にその書換又は再交付を知事に出願しなければならない。但し證明書書換の場合は舊證明書を添付しなければならない。

第十一條 種牡豚の所有者又は管理者は種付帳簿を作製

00300

00299

し、種付年月日及びその牝豚所有者の住所氏名を記載しなければならない。

前項牝豚の所有者がその生産した仔豚の血統證を請求したときは、種牡豚の所有者又は管理者に遲滞なくこれを交付しなければならない。

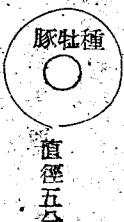
第十二條 知事は當該公吏をして種牡豚の飼養管理並びに種付の成績について、隨時監督検査を行わせることができる。

種牡豚の所有者又は管理者は前項の検査を拒むことができない。
第七條 本則により知事に差出す書類は所屬鳥取縣農業會支部を經由しなければならない。

附 則

この規則は昭和二十一年五月三日からこれを適用する。

第一號樣式



第二號樣式（耳標）

一、名稱
二、生年月日
三、生產者の住所氏名
四、血統

右御検査せられたい

年 月 日

所有者(又は)
管理者 住所 氏名

所有者(又は)
管理者 住所 氏名

第三號樣式

縦四寸 橫一寸五分

直徑五分

00301

種 第 號

鳥取縣種牡豚證明書

所有者(又は)
所管者 何々管理者 住所 氏名

一、種類、名號

右は種牡豚であることを證明する
一、生年月日

二、種付區域

檢査効期	年月日	職業	姓	氏名	員印

第一條 本則で種鶏とはその生産せられた卵を人工孵化業者に販賣する目的をもつて飼養する鶏をいう。

第二條 種鶏を飼養しようとする者は申請書を鳥取縣農業會を経て知事に提出しなければならない。

第三條 前條の申請により知事適當と認めたときは種鶏場の指定をする。

前項の指定を受けたものは、鳥取縣指定種鶏場と稱し別記第一號様式の指定證を交付する。

前項の種鶏場はその内容により甲種種鶏場、乙種種鶏場の二に分ける。

第四條 指定種鶏場の飼養鶏に對しては、毎年一回以上

(表)

00302

種鶏検査員に検査を行わせる。

種鶏検査員は鳥取縣若しくは鳥取縣農業會職員中より

知事が任命又は委嘱する。

第五條 種鶏検査は鶏の血統、能力、体型及び管理についてを行い、合格した鶏には別記第二號様式の種鶏合格證を交付する。

前項の検査に合格した種鶏より生産した卵でなければこれを孵化の用に供することができない。

第六條 指定種鶏場で生産した卵を種卵として販賣しようとするとときは、鳥取縣農業會の指示に従わなければならぬ。但し特別の事由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

鳥取縣農業會が指定種鶏場の生産種卵に對して指示しようとする場合は、豫じめ知事の承認を受けなければならない。

第七條 指定種鶏場の所有者又は管理者は毎年六月末日及び十二月末日現在の種鶏飼養羽數を、別記第三號様式により鳥取縣農業會を経て知事に報告しなければな

第一號 様式
附 則
この規則は昭和二十一年五月三日からこれを適用する。

所在地 郡市 町村大字 番地
管理者 氏名
右は指定甲(乙)種種鶏場であることを證明する。
鳥取縣農業會を経て知事に報告しなければな

第一號様式
養蜂（轉飼）中止（終了）届出書
場所
期
養蜂（轉飼）間巣箱數
蜜源別
採蜜量
摘要

右の通り養蜂（轉飼）中止（終了）致しましたから鳥取縣養蜂規則第四條の規定により御届出致します。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所 氏名

鳥取縣知事殿

◆鳥取縣規則第二十九號

鳥取縣有機肉役牛貸付規則を次のように定める。

昭和二十五年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣有農用役牛貸付規則

第一條 無苗農家の解消を圖るためこの規則により願の

保管する農用役牛（以下役牛といふ）を縣農業會、農地開發團體その他適當と認める團體にたいして貸付する。

第三條 役牛の貸付を受けたい者は毎年二月十五日まで家に貸付しなければならない。

第四條 役牛の貸付期間は牡牛は二年、牝牛は四年以内とする。但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更することある。

第五條 役牛の貸付を受けた者は速かに飼養管理の場所を知事に報告しなければならない。

第六條 貸付役牛の貸付期間が満了したとき又は貸付期間中知事が必要と認めたときは、牡牛は購入原價又は時下で拂下げ牝牛はその初生犢にして生後四ヶ月以上

これを變更したときも同じく報告しなければならない。

第七條 貸付役牛の返納を命ずるときは、役牛の出納その他重要な事項を記載しなければならない。

第八條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じたときは、借受者にたいして購入原價又は時價の五割以内で事故補償金を交付する。

第九條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じた場合は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

前項斃死の場合には獸醫師の診斷書又は検案書を添付しなければならない。

第一條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じた場合は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

第二條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じたときは、借受者にたいして購入原價又は時價の五割以内で事故補償金を交付する。

第三條 貸付役牛の受領は返納は知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する一切の費用は借受者の申請によりその支拂うべき金額を減免することがある。

第四條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じたときは、借受者にたいして購入原價又は時價の五割以内で事故補償金を交付する。

第五條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じた場合は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

第一號様式
附 則

此の場合借受者はこれによつて生毛を損害の賠償を請求することはできない。

この規則は公布の日からこれを適用する。

第一號様式
農用役牛貸付申請書

一、役牛 牝 頭

前項斃死の場合には獸醫師の診斷書又は検案書を添付しなければならない。

借受者（斃死借受者を含む）の故意又は重大な過失に

なればならない。

右農用役牛貸付規則により貸付を受けたいので次の事

00307

項と並んで申請致します。

無月日

鳥取縣知事 記
借受者 國 体 名 國

鳥取縣特選牝馬検査規則を次のように定める。

昭和二十一年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

開拓地入植者、海外引揚農家、戦争遣家族等を主体とする無畜農家解消計畫。

二、役牛貸付に關する規則その他参考となるべき事項。

第二號様式

借 受 臨 帳

氏 名

管理場所 郡村大字番地

貸付番號

性

生年月日

毛色及

特產

血統

借受期間
自昭和 年 月

引取場所

購入價格

又は時價

家畜保險加

人年月日

保險金額

第一條 鳥取縣特選牝馬検査規則第一條の規定により牝馬の検査を受けんとする者は別記第一號様式の検査請求書を知事に提出しなければならない。

第二條 前條の請求があつたとき知事は検査委員をして規則に定める標準により實地審査をなさしめこれに合格したものには別記第二號様式の特選牝馬指定證明書を交付する。

第三條 特選牝馬指定の有效期間は二ヶ年とする。

第四條 特選牝馬の指定に當つたはその体型資質及び審査成績の優劣によつて特別級、一級、二級に區分する。

第五條 左に掲げる馬は特選牝馬に指定しない。

一、輕種及輕半血種に屬する馬

二、喘鳴症、無色素眼その他遺傳性欠点のある馬

00308

三、家畜傳染病預防法第二條第一項に規定する傳染病

若しくは馬の傳染性貧血に罹り又は罹つた疑いのある馬

四、顯著な惡癖のある馬

五、種付を供用する意志のない馬

第六條 検査の期日場所區域その他必要事項は豫じめこれをお告示する。

第七條 検査委員は三名とし知事これを任命又は委嘱する。

第八條 検査委員検査を完了したときは別記第三號様式

の検査成績報告書を知事に提出しなければならない。

第九條 特選牝馬の所有権に移動のあつたときは新所有者から指定證明書の移動證明を知事に請求しなければならない。

第十條 指定馬分娩したときは三十日以内に別記第四號

の検査證明書を交付する。

この規則は公布の日からこれを施行する。

附 則

第十四條 特選牝馬の指定に關して虚偽又は不正の行為のあつたときはこの規則に違反したときはその指定を取消し指定證明書の返納を命ずることができる。

第十五條 この規則によつて提出する書類は鳥取縣馬匹組合を經由しなければならない。

第一號樣式

特選牝馬検査請求書

一、名稱	一、毛色
二、種類	二、血統
三、特徵	三、生年月日
四、產地	五、祖父母
六、祖母	六、祖父
七、母	七、母
八、種類	八、種類
九、名稱(第一級)	九、名稱(第二級)
十、種類	十、種類
十一、名稱(第一級)	十一、名稱(第二級)
十二、種類	十二、種類
十三、年月日	十三、年月日
十四、住所	十四、住所
十五、氏名	十五、氏名
十六、馬取縣知事願	十六、右證明する

00309

第二號樣式

表(國定規格品一八二×五七耗)
特選牝馬指定證明書

所有者	住所	氏名	年月日	產地	種類
名稱			年月日	年月日	年月日
資格區分			年月日	年月日	年月日
毛色			年月日	年月日	年月日
特徵			年月日	年月日	年月日

右特選牝馬の検査を請求致します。
年月日
住所
氏名
馬取縣知事願

00310

裏

機査成績 檢査委員職氏名印

年月日成績

異動 所有者住所 氏名 證印
年月日

(2) 昭和 年 特選牝馬検査成績表

鳥取縣知事殿
特選牝馬の検査終了しましたから別紙成績を報告致します。

第三號樣式

(1) 昭和 年 特選牝馬検査成績報告書

年月日

特選牝馬検査委員職氏名印

同右

市郡 村町	飼養地	昭和 年 特選牝馬検査成績表		
		總數	出場	馬
		總數	合格	馬
		二才及び三才馬	四才以上	
		特級一級	二級	特級二級
		二級	二級	二級
		不格	合馬	

00311

(3)

鳥取縣特選牝馬検査成績表○○村

合資格	摘要	出場番號	馬名	種毛年產	父血統	所有者
否區分						住所氏名

一、血統
 父 母
 種類名稱 同右
 父母同右(第一級)
 同右(第一級)

右生産致しましたがら御届致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事殿 生産者住所 所 氏名

第五號様式 特選牝馬產駒證明書

馬名 號

性種類 毛色

特徵 生年月日

產地 郡市町村

生産者 郡市町村

駒 生 產 居
 一、馬名及性
 二、種類
 三、生年月日
 四、毛色及特徵
 五、產地
 六、生產者住所氏名

第四號樣式

00312

00312

父 種類名稱
 血統 父 種類名稱
 母 同右(第一級) 母 同右(第一級)

父 種類名稱
 血統 父 種類名稱
 母 同右(第一級) 母 同右(第一級)

父 種類名稱
 血統 父 種類名稱
 母 同右(第一級) 母 同右(第一級)

一、生産者、市町村農業會其の他の者が政府に賣渡しするに伴つて輸送又は輸送の委託をするとき
 二、政府若しくは縣食糧營團より甘藷の賣渡しを受け又は輸送、加工等の委託を受けた者、又は政府の指示によつて甘藷の賣渡し若しくは販賣の委託を受けた者が其の甘藷を輸送し又は之につき輸送の委託をうけたとき
 三、旅行又は贈與行爲に伴つて甘藷を携行するものにして其の數量して其の數量が一人當り生甘藷は貳貫以内、切干甘藷又は甘藷粉は各々五百匁以内但し一回一品目に限る。
 四、住居の移轉に伴つて移動するものにして其の數量が當該世帯の現に保有する數量
 五、甘藷の保管又は貯藏場所の移轉、移築等によつて當該甘藷を移動輸送するとき
 六、縣下を通じて甘藷の政府買入割當量の賣渡しが完了し別に知事の指示したとき

◇鳥取縣規則第三十一號
 食糧管理法施行令第十一條の五の規定により甘藷の移動制限規則を次の如く定める。
 第一條 この規則で甘藷とは生甘藷並に切干甘藷及甘藷粉を謂う。
 第二條 甘藷は左に掲げる場合を除く外は之を輸送し又は之につき輸送の委託をし若しくは輸送の委託を受けることが出来ない。
 第三條 この規則で甘藷とは生甘藷並に切干甘藷及甘藷粉を謂う。

鳥取縣甘藷移動制限規則
 第一條 甘藷は左に掲げる場合を除く外は之を輸送し又は之につき輸送の委託をし若しくは輸送の委託を受けることが出来ない。
 第二條 甘藷は左に掲げる場合を除く外は之を輸送し又は之につき輸送の委託を受けることが出来ない。

鳥取縣公報 第千八百四十二號 昭和二十二年九月二十二日 (第三種飼料類) 二三

託について知事の許可を受けたとき

本規則は公布の日からこれを施行する。

00313

告 示

◇鳥取縣告示第五百九十九號

農林水産業調査を次のようて任免した。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新舊者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

後藤彰信 吉田選一 氣高郡中郷村 昭和二十二年八月十五日

堀 浮浩 井上喜司 八頭郡賀茂村 同八月十五日

岡垣忠芳 橋山吉一 同

中村久平 山根義男 同

前田梅吉 東伯郡下中山村 同

田中 定 西伯郡光德村 同

橋井好知 日野郡日野村 同八月二十二日

石田敷義 同

朝田禮次 門前竹雄 西伯郡巖村 同八月二十七日
塙崎 博 探崎朝一 同

大山恵壽 妹山登一 同

鳥取縣告示第四百號

助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡八上村大字曳田九二三

現住所及開業地 米子市加茂町二丁目七〇 標範一方

現住所及開業地 東伯郡竹山村大字木地山六九二

現住所及開業地 東伯郡竹山村大字竹崎一、五二七

現住所及開業地 東伯郡竹山村大字木地山六九二

00314

◇鳥取縣告示第四百一號
助產婦名簿登錄事項中次のようて訂正した
昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
前本籍地 八頭郡智頭町大字市瀬一、九六四
現本籍地 同 一、八九三

前住所及開業地 同 一、九六四
現住所及開業地 同 智頭一、七八三

事業地を變更し助產婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年九月八日訂正

昭和二十二年八月二十日婚姻により本籍住所並開

業地を變更し助產婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年九月八日訂正

昭和二十二年八月二十日婚姻により前姓「吉田」

前本籍地 米子市車尾五五一

現住所及開業地 西伯郡宇田川村大字車尾二三一

現住所及開業地 米子市車尾七八九

前住所及開業地 西伯郡宇田川村大字車尾二三一
現住所及開業地 米子市車尾七八九

昭和二十二年八月二十二日婚姻により前姓「吉田」

◇鳥取縣告示第四百二號
昭和二十二年九月十七日執行の縣食糧調整委員會委員選舉について立候補届出の公示は次の方法による。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
大正九年三月十四日生

二、鳥取縣公報に登載する
但し鳥取縣公報に登載する暇のないときは
二、各投票所附近に掲示

三、日本海新聞、山陰日日新聞に登載

四、鳥取放送局よりラヂオ放送

によってこれに代える。

◇鳥取縣告示第四百三號
鳥取縣高等學校設置準備委員會規程を次のようて定める。

00315

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣高等學校設置準備委員會規程
（以下委員會と稱する）は昭和二十三年度から實施する新制高等學校の學校數學校の種別學校の位置設置者等につき審議すると共に新制高等學校設置についての重要事項につき知事の諮詢に應ることを以て目的とする。

第二條 委員會は次の委員で組織する。

一、縣會議員代表者 縣會議員の中から推薦された者八名

二、市町村長代表者 市町村長の中から推薦された者八名

三、教員代表者 教員組合、教育會校長が推薦された者八名

四、學識經驗者 學識經驗者の中から知事が委嘱した者若干名

第三條 委員會は必要に應じ知事がこれを招集する。

第四條 委員會の委員長、副委員長は委員の互選によつてこれを定置する。

第五條 委員會に若干名の幹事及び書記若干名を置くことが出来る。

幹事、書記は教育擔當吏員の中から知事が任命する。

第六條 委員會が必要と認めた場合は専問委員會を設ける事が出来る。

専問委員會には委員の外必要に應じて若干名の臨時委員を置くことが出来る。

第七條 委員會の經費は縣の負擔とする。

附 則

本規程は公布の日からこれを施行する。

○鳥取縣告示第四百四號

鳥取縣特選牝馬検査規則第二條に規定する検査標準を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種類 体高 体高に対する比率
胸圍 管圍

中間種	アンダロノバマ アンダロノルマ アン系種	一、米 一、四二一、五五 一、二六六%	二、米 二、四二一、五五 二、二六六%	三、尺 三、四三一、五六 三、一五五	四、尺 四、六九五、一二 四、一五五	五、二二 五、一五
中半血種	ベルシユロン系	一、四三一、五五 (四、七十五、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三八 (四、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三五 (四、一五)
重種	ベルシユロン系	一、四三一、五五 (四、七十五、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三八 (四、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三五 (四、一五)
重種	ベルシユロン系	一、四三一、五五 (四、七十五、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三八 (四、一五)	一、二八 (四、一五)	一、三五 (四、一五)

幼齡馬の検査標準は生齡時に於て本標準に適合する見込のものであることを必要とする。

◇鳥取縣告示第四百五號

昭和二十二年二月十一日 鳥取縣告示第百十號鳥取縣有農用役牛貸付規程はこれを廢止する。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治